

【タイ】新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財局への手続期限延長措置について

2020年3月25日

ジェトロ・バンコク事務所

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、タイ知財局長は、タイ行政手続法 66 条の規定に基づき、手続期間の延長申請手続について発表した。概要は以下の通り。

- 1) 新型コロナウイルス感染拡大に関連した避けることができない事情により、法定期間内の手続が不可能な場合、出願人は手続期間の延長申請ができる。
- 2) 1) の延長申請手続において、出願人は、所定のフォームを用いて、当該事情により法定期間内の手続を完遂できなかつた理由と証拠を提出する必要がある。上記延長申請手続は知財局又は地方商務局に対して、当該事情が終了した日から 15 日以内に行わないといけない。

上記延長申請に対する知財局からの許可通知から 30 日以内の手続期間延長が可能となる。

なお、本発表によると、手続期間を遵守できない事情を示す証拠としては、医師の診断書等が例示されており、延長申請が認められなかつた場合は、上記不許可の通知から 15 日以内に不服を申し立てることも可能とのこと。

URL 等

<https://th.city/bRaJs2F>

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。